

十勝圏複合事務組合職員の特殊勤務手当に関する規則

〔昭和48年3月12日〕
規則第1号

改正の沿革 昭和53年規則第1号、平成元年規則第2号、平成2年規則第1号、平成9年規則第2号、平成11年規則第3号、平成18年規則第1号、平成19年規則第4号、平成21年規則第1号、平成30年規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、十勝圏複合事務組合運営に関する条例（昭和44年条例第1号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定に基づき、職員に支給する特殊勤務手当について必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類、金額及び支給日)

第2条 特殊勤務手当の種類、金額及び支給日は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月23日規則第1号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成元年11月24日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月2日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 高等看護学院に勤務する教職員

	種 類	業 務 内 容	単 位	金 額 (円)	支 給 日
1	教務手当	(1) 副学院長、教務主幹、教務主任	月額	13,000	当月の給料 支給日
		(2) 専任教員	月額	10,000	
2	教員特殊業務 手当	業務内容及び手当の額は、北海道学校職員等の特殊勤務 手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）第12 条の規定を準用する。			勤務した月 の翌月の給 料支給日